

令和3年度

事業計画書

社会福祉
法人 十和田市社会福祉協議会

目 次

事業計画	1
基本方針	1
重点項目	1
事業の概要	2
1 環境づくりの推進	2
(1) ふれあい相談所事業	2
(2) 広報・啓発事業	2
(3) 生活福祉資金貸付事業	2
(4) たすけあい資金貸付事業	2
(5) 日常生活用具貸出事業	2
(6) 福祉安心電話サービス事業	3
(7) 日常生活自立支援事業	3
(8) 成年後見事業	3
(9) 福祉サービス苦情解決第三者委員設置事業	3
(10) フードバンク・サポート事業	3
(11) 十和田市意思疎通支援者派遣事業	3
2 地域づくりの推進	4
(1) 一人暮らし高齢者ふれあい事業	4
(2) 高齢者健康体力維持支援事業	4
(3) ふれあい・いきいきサロン事業	4
(4) 地域福祉ほのぼの交流事業	4
(5) ゆめ色フェスティバル事業	4
(6) 手話を学ぶ機会の提供事業	4
(7) 十和田市社会福祉大会事業	5
(8) 十和田市生活支援体制整備事業	5
(9) 発達障害理解の事業	5
3 人づくりの推進	5
(1) 福祉教育推進事業	5
(2) ほんわかハート展事業	5
(3) 中学生ボランティアスクール事業	5
(4) 福祉教育インストラクター養成派遣事業	6

(5) お話しボランティア派遣事業	6
(6) ボランティア・市民活動事業	6
(7) 十和田市介護支援ボランティア事業	6
4 協力・連携・協働の強化	7
(1) 関係行政との連携協働	7
(2) 地域包括支援センターとの連携協働	7
(3) 市民生委員児童委員協議会との連携協働	7
(4) 市町内会連合会との連携協働	7
(5) 市身体障害者福祉会との連携協働	7
(6) 市老人クラブ連合会との連携協働	7
(7) 地区更生保護女性会との連携協働	7
(8) 市連合婦人会との連携協働	8
(9) 市手をつなぐ育成会との連携協働	8
(10) 市内社会福祉法人との連携協働	8
5 福祉サービス利用者等の個人情報保護	8
6 歳末たすけあい運動	8
7 組織基盤の強化	8
(1) 事務執行における内部けん制体制	8
(2) 多様な参画による会員組織	9
(3) 役員体制の強化	9
(4) 機能的・効果的な事務局組織	9
(5) 安定的・持続的な財源確保	9
(6) 法令遵守の組織運営と財務規律の強化	9
(7) 地域福祉活動計画の評価及び作成	9
(8) 経費の縮減と事務処理の効率化	9
(9) 事業評価の実施	9

事業計画

〔基本方針〕

社会福祉協議会が地域福祉づくりの基盤に据えてきた「ふれあい（対面するコミュニケーション）」は、新型コロナウイルス感染症の広がりに見直しを余儀なくされました。また、安心安全の回復時期が不透明な状況は、基本事業の再編成の必要へと転じました。

このような状況の中で、地域福祉活動計画に位置付けた3つの基本目標「環境づくり」「地域づくり」「人づくり」を達成するよう、スクラップアンドビルドを原則にし、令和3年度は、集合型支援となる行事を縮小し、訪問型支援及び急増する困窮世帯への貸付支援におけるニーズに円滑に応えられるようマンパワーを移行し強化します。なお、全事業の実施にあたり、職員は危機管理・衛生管理意識を更に高め、利用者と支援者双方の安全を最優先に、情勢変化に応じ参集規模や開催時間短縮など必要な修正を随時図りながら進めます。

本年度も、絶やしてはならない、人と人、人と地域のつながり、誰かとつながっていること、誰かを支えたり支えられたりしていることの大切さ、喜びを維持するよう事業展開をします。

〔重点項目〕

1 誰もが安心して福祉サービスを利用できる環境づくり

・「日常生活自立支援事業」の強化

事業開始当初から、利用希望者は途切れることがない状況といえます。希望する多くの方々のサービス利用が早期に実現するよう体制整備・システム改善を行います。

・「成年後見事業」の強化

「日常生活自立支援事業利用者の能力低下後」や「申立て権者不在の市長申立て」など、本会の後見人受任が適当と考えられる場合は、受任支援につながるよう体制整備・システム改善を行います。

2 共に支え合う地域づくり

・「ふれあい・いきいきサロン事業」の推進

住民同士が、地域でつながり、情報交換・悩み事の共有、助け合う地域共生社会づくりとして、実施地域を拡張します。

・「十和田市生活支援体制整備事業」の推進

地域共生社会実現のため、積極的に住民座談会を開催し、住民同士が人と地域のつながりを大切に、考え話し、支え合い、助け合う活動が展開できるよう支援します。

3 地域で福祉を支える人づくり

・「中学生ボランティアスクール事業」の推進

福祉・ボランティアへ興味関心のある生徒同士のつながり、また、地域にある社会資源とのつながりを、多くの生徒が体験できるよう、参加しやすい1日間開催で実施します。

事業の概要

1 環境づくりの推進

誰もが安心して福祉サービスを利用できる環境づくりを目指します。

総合的な福祉サービスの提供体制を整備し、人にやさしい環境づくりを推進するため次の事業を実施します。

(1) ふれあい相談所事業

地域住民の日常生活上のあらゆる相談（来所・電話・メール）に応じ、助言や適切な相談機関へ橋渡しを行い、心配ごとの改善・解決による福祉増進を図るよう「ふれあい相談所」を開設します。また、各種情報の収集、相談員の資質向上のための研修会派遣を行います。

(2) 広報・啓発事業

住民、関係機関、団体・施設等に対し、地域福祉推進の意識を啓発するため、社会福祉に関する情報の提供や本会の事業の紹介・説明を行います。

- ① 広報紙「社協だより」の発行（年3回（7月・10月・3月））
- ② ホームページによる情報提供
- ③ 開催行事等における地域福祉の重要性の積極的 PR 活動

(3) 生活福祉資金貸付事業

低所得者、障がい者・高齢者及び新型コロナウイルス感染症の影響による失業減収者を対象に資金の貸付により、世帯の経済的自立と生活意欲の助長を促し、生活の安定を図ります。民生委員・児童委員及び関係行政機関等の協力を得ながら、次の事業に取り組みます。

- ① 貸付調査委員会の開催と制度の適正・公正な運用
- ② 償還金口座振替の促進と償還促進運動による長期滞納世帯への対応
- ③ 民生委員児童委員協議会との協力体制の確認
- ④ 生活困窮者自立相談支援窓口との連携強化
- ⑤ 緊急小口資金・総合支援資金への対応強化

(4) たすけあい資金貸付事業

不時の出費等によって、最低生活を脅かされる恐れのある低所得階層に対し緊急援護資金の貸付を行い、当面の法外援護を図ります。

- ① 事業運営委員会の開催
- ② 償還促進運動と長期滞納世帯への対応

(5) 日常生活用具貸出事業

在宅介護支援となる車いす・介護用ベット及び自立生活支援となるシルバーカーを貸し出します。

(6) 福祉安心電話サービス事業

在宅で生活する高齢者世帯等を対象に、電話回線を使用する福祉安心電話機器を設置し、緊急時における安心・安全の確保とふれあいや孤独感の解消を図ります。また、近隣に住む協力員や民生委員等の関係者による支援ネットワークを築きます。

- ①利用者及び協力員等によるネットワーク強化の周知
- ②利用者宅の定期訪問の実施
- ③安否確認と困りごと確認を目的とする「ふれあい電話サービス」の実施

(7) 日常生活自立支援事業

認知症や知的・精神障がい等により、判断能力が不十分な方に対する福祉サービスの利用援助と日常的金銭管理・書類等の預かり支援を行います。また、基幹的社協「あっぷるハートとわだ」として、管内社協、民生委員・児童委員、関係機関、団体・施設等との連携強化を図ります。

(8) 成年後見事業

地域住民の能力低下後の生活において、成年後見制度を活用することで本人の利益を保護し、安心した生活が継続できるよう、法人として後見人受任を行います。

- ①後見人受任
- ②後見支援員の養成・活用
- ③成年後見制度についての普及・啓発活動、制度活用のサポート

(9) 福祉サービス苦情解決第三者委員設置事業

本会が提供する各種福祉サービスの利用者からの苦情を適切に受付し改善・解決するため、第三者委員会を設置します。また、その機能を十分発揮できるよう第三者委員の研修及び活動を支援します。更に、住民があらゆる福祉サービス・社会福祉施設等を利用している中で、苦情がある場合は相談窓口として、県の運営適正化委員会へつなげます。

(10) フードバンク・サポート事業

困窮状態にある要援護者を対象に、一時的な救済支援策として最低限の食事を現物で給付し、危機回避を図ります。

(11) 十和田市意思疎通支援者派遣事業

聴覚、言語機能及び音声機能等の障がいにより意思疎通を図ることに支障のある方々に対し、手話通訳者及び要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

2 地域づくりの推進

共に支え合う地域づくりを目指します。

市民一人ひとりが福祉を理解し、みんなで支え合い、誰もが安全・安心に暮らすことができる地域づくりを推進するため次の事業を実施します。

(1) 一人暮らし高齢者ふれあい事業

地域で生活する70歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、講話や健康指導、会食、レクリエーション等を通し、途絶えがちな情報提供や孤独感の解消を図ります。

◇連携 民生委員児童委員協議会

(2) 高齢者健康体力維持支援事業

高齢者の健康寿命を延ばすよう、心身の健康・体力維持及び増進を図るため、ふれあいのあるスポーツ交流会を行います。

◇連携 市老人クラブ連合会

(3) ふれあい・いきいきサロン事業

一人暮らし高齢者等で、家に閉じこもりがち、話し相手がいない、寂しいといった不安や悩みのある方々に、地域の集会所等の身近な場所を活用し、仲間づくり、出会いづくりを行います。

◇実施 32地区（新規2地区含む）

(4) 地域福祉ほのぼの交流事業

高齢や障がい等を理由に見守りの必要のある方々を対象とし、地域のボランティアが主体となり、訪問活動等により住民同士で見守り支え合う体制を構築します。

(5) ゆめ色フェスティバル事業（第35回大会）

障がいの有無や年齢・性別を問わず、一堂に集える場づくりを行い、社会参加を促進し、障がい者福祉を増進することを目的に、団体・施設・関係機関等との連携により開催します。

◇開催予定 11月20日（土）

◇開催場所 サン・ロイヤルとわだ

(6) 手話を学ぶ機会の提供事業

手話を学ぶ機会を提供し、障がい者福祉の充実のため市民参加を進め協力体制の充実を図ります。

◇開催予定 手話奉仕員養成研修会 6月以降 計20回程度

(7) 十和田市社会福祉大会事業

社会福祉関係者及び一般市民の参加を得て、社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰・感謝する式典を行うとともに、社会福祉の今日的課題等について理解を深めます。

◇開催予定 10月20日(水)

◇開催場所 市民文化センター

(8) 十和田市生活支援体制整備事業

高齢者の生活支援・介護予防サービスの充実を図り、地域における多種多様な生活課題や福祉課題の改善解決を目的とする体制づくりを推進するとともに必要な支援ネットワークを構築します。また、地域生活において住民が支え合う必要性の普及啓発のために研修会等を開催します。

(9) 発達障害理解の事業

発達障害に対する理解を深め、地域により多くの見守りのある体制を整備することを目的に講演会を開催します。

◇開催予定 7月期

◇開催場所 市民文化センター

3 人づくりの推進

地域で福祉を支える人づくりを目指します。

地域の福祉活動をより一層推進するため、豊かな知識と経験を持った人材や福祉・ボランティアに関心のある人材を活用し、地域福祉を担う人材の確保に努めるため次の事業を実施します。

(1) 福祉教育推進事業

地域や企業・学校等からの社会福祉やボランティア活動に関する理解を深めたいという希望に対し、講話や体験学習をとおして啓蒙啓発を図ります。

(2) ほんわかハート展事業

福祉に関する作品コンクール "ほんわかハート展" を小・中・高校生を対象に、福祉への理解と関心を高めるよう「作文」「絵画」「ポエム」「写真」「書道」の作品募集を行います。

(3) 中学生ボランティアスクール事業

中学生へボランティア活動や福祉体験学習をとおして、人の役に立つ喜び、支え合い助け合い、共に生きることの大切さをみつめること、また地域にある社会

資源に目を向けることを目的に開催します。

◇開催予定 7月期

(4) 福祉教育インストラクター養成派遣事業

社会福祉やボランティアに関心のある方々を対象に、福祉教育推進業務を補助するインストラクターを研修会で養成し、福祉教育推進事業現場に派遣します。

◇開催予定 養成研修会 6月期

◇開催場所 市民交流プラザ

(5) お話しボランティア派遣事業

在宅高齢者、障がい者等で、話し相手が欲しいという方へ、話し相手となるボランティアを派遣し、孤独感の解消を図ります。

(6) ボランティア・市民活動事業

ボランティア・市民活動団体の支援や福祉教育を推進するとともに、ボランティアセンター（災害時ボランティアセンター含む）の運営充実を図るため、次の事業に取り組みます。

①器具・機材の貸出

②ボランティア活動保険料の一部助成（一人150円）

③ボランティア活動に関する登録斡旋と連絡調整

④ボランティア活動に関する調査研究

⑤収集ボランティアの啓発

⑥各種助成事業の情報提供

⑦ボランティア団体の育成を図るため活動経費の一部助成（一団体3万円以内）

⑧災害ボランティアセンターの運営

・災害救援ボランティアネットワークの構築

・ボランティアコーディネーターの養成

・市及び県総合防災訓練等との協働

・災害救援ボランティア活動研修会の開催

◇開催予定 2月期

◇開催場所 市民交流プラザ

⑨ボランティア車輛の貸出

(7) 十和田市介護支援ボランティア事業

60歳以上の高齢者の介護予防・日常生活支援としてのボランティア活動による社会参加を促進するため、ボランティア活動の入門研修と活動者登録・活動先の紹介・活動後の付与ポイント管理等を行います。

4 協力・連携・協働の強化

(1) 関係行政との連携協働

高齢者や障がい者等の虐待、社会的孤立、ひきこもりやニート、ひとり親、子どもの貧困問題等の福祉課題や生活課題、さらに成年後見制度利用支援等、市の実施する各種事業と協働するよう取り組みます。また、市地域福祉計画及び本会が推進する地域福祉活動計画が円滑かつ効果的に機能するよう協働します。

(2) 地域包括支援センターとの連携協働

高齢者の介護予防やサービス提供、日常生活の安定のための連携を図り、協働による支援により高齢者福祉を増進します。

(3) 市民生委員児童委員協議会との連携協働

地域住民の身近な相談役・支援者である民生委員・児童委員との連携を図り、住民が安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。また、相互の活動が活性化するよう協働の事業に取り組みます。※一人暮らし高齢者ふれあいの集い事業・ふれあい相談所事業・各種貸付事業実施

(4) 市町内会連合会との連携協働

住民生活の拠点である地域の町内会との連携を図り、住民が安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。※生活支援体制整備事業実施

(5) 市身体障害者福祉会との連携協働

身体障がい者の日常生活の安定充実のため障害者福祉会との連携を図り、障がいのある方も安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。また、相互の活動が活性化するよう協働の事業に取り組みます。※ゆめ色フェスティバル事業実施

(6) 市老人クラブ連合会との連携協働

高齢者の日常生活の安定充実のため老人クラブ連合会との連携を図り、高齢者が安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。また、相互の活動が活性化するよう協働の事業に取り組みます。※高齢者健康体力維持支援事業実施

(7) 地区更生保護女性会との連携協働

住み良いまちづくりのため更生保護女性会との連携を図り、誰もが安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。また、相互の活動が活性化するよう協働の事業に取り組みます。※十和田市社会福祉大会事業実施

(8) 市連合婦人会との連携協働

住み良いまちづくりのため連合婦人会との連携を図り、住民が安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。※ゆめ色フェスティバル事業実施

(9) 市手をつなぐ育成会との連携協働

知的障がい者とその家族の日常生活の安定充実のため手をつなぐ育成会との連携を図り、障がいのある方と家族が安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。※ゆめ色フェスティバル事業・発達障害理解の事業実施

(10) 市内社会福祉法人との連携協働

地域福祉の充実安定のため福祉課題の改善となるよう社会福祉法人間の連携を図り、誰もが安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。

5 福祉サービス利用者等の個人情報の保護

本会において把握する福祉サービス利用者等の権利利益を保護するため、個人情報の有用性に配慮し、厳格な管理体制のもと個人情報を保護します。

6 歳末たすけあい運動

赤い羽根共同募金運動の一環として、歳末期に寄せられる募金を活用し、支援を必要とする人たち（高齢者・障がい者・子ども・福祉サービスを必要とする人等）が、地域で孤立することなく安心して暮らせる福祉のまちづくり活動に役立てます。

7 組織基盤の強化

社会福祉法人の責務に則り、社会福祉協議会の果たすべき役割に基づく、機能的・効果的な事務執行体制の整備と業務改善を図ります。また、財務規律の厳格化、自主財源確保を行い組織基盤の強化へ取り組みます。

(1) 事務執行における内部けん制体制

①全職員は各種事業における現金取扱の内部けん制マニュアルに基づく、厳格

な取扱処理を遂行します。また、均一公平なサービス提供となるよう内部のけん制機能を高めます。

②内部監査の実施（年3回 5月・10月・2月）

（2）多様な参画による会員組織

正会員及び特別会員の拡大を役職員が一丸となって進めます。そのために可能な機会を通じて、地域福祉推進の重要性の周知に努めます。

（3）役員体制の強化

①理事・監事及び評議員へ、実施する行事への参加及び研修の機会を提供します。

②理事・監事及び評議員に対し、社会福祉情報を定期的に提供します。

（4）機能的・効果的な事務局組織

①組織力の更なる向上を図るため、人材育成基本方針に基づき、職員研修を体系的かつ計画的に実施します。

②職員が業務を重層的に処理できるよう、各種事業のマニュアルに基づく学習の機会を設けます。

（5）安定的・持続的な財源確保

補助金等、公的財源に頼らない事業を積極的に実施するとともに、チャリティイベントの奨励等を実施します。

（6）法令遵守の組織運営と財務規律の強化

公益性ある社会福祉法人として、法令に合致するよう努めるとともに、適正かつ公正な支出管理及び関係書類の開示を行います。

◇定款、計算書類、現況報告書、役員名簿、事業計画書、事業報告書等のホームページによる公表

（7）地域福祉活動計画の評価及び作成

平成29年度以降の5か年を期間とする第一期地域福祉活動計画を評価し、令和4年度以降の5か年を期間とする第二期計画を、社会福祉情勢、住民ニーズ、市及び関係機関等の期待に合致するよう作成します。

（8）経費の縮減と事務処理の効率化

職員一人ひとりのコスト意識を高め、経費削減と効率・効果の向上に努めます。

（9）事業評価の実施

各種事業・業務の定期評価により、成果・効果、効率を確認し事業の必要な改善を図ります。